

住宅改修の利用のしかた <償還払>

介護保険で、家庭での転倒防止や移動の補助を目的とした住宅改修の補助が受けられますが、改修前に市役所長寿課に申請をする必要があります。申請をして認められると、住宅改修の補助が受けられます。

支給対象となる改修費の上限は 20 万円で、改修費の 9 割（8 割又は 7 割）が住宅改修完了後に支給されます（※）。なお、20 万円分を複数回に分けて利用することもできます。

介護保険でできる住宅改修の例

■ 手すりの取付け

- ・廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの取付け

■ 段差の解消

- ・スロープの設置
- ・敷居の撤去
- ・浴室の床のかさ上げ

■ 床又は通路面の材料の変更

- ・滑りにくい床材・舗装材への変更
- ・畳敷からフローリングへの変更

■ 扉の取替え

- ・開き戸から引き戸などへの扉の取替え
- ・扉の撤去
- ・ドアノブの変更

■ 便器の取替え

- ・和式便器から洋式便器への取替え
- ・便器の位置や向きの変更

■ その他付帯工事

- ・手すりの取付けのための壁の下地補強

など

（※）改修例（自己負担が 1 割の人の場合）

（1） 20 万円の住宅改修を行った場合

自己負担額 2 万円 保険給付額 18 万円

（2） 25 万円の住宅改修を行った場合

自己負担額 7 万円 保険給付額 18 万円

（3） 10 万円の住宅改修を行った場合

自己負担額 1 万円 保険給付額 9 万円

（次回の改修以降、支給対象となる改修費の上限は 10 万円となります。）

なお、自己負担額に 1 円未満の端数がある場合、切り上げとなります。

Q 最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、要介護状態が著しく重くなった場合は？

A 右表「介護の必要の程度」が 3 段階以上上がった場合は、例外的に、改めて 20 万円までの補助が受けられます。ただし、この取扱いは、同一住宅・同一要介護者について一回が限度です。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護 5
第五段階	要介護 4
第四段階	要介護 3
第三段階	要介護 2
第二段階	要支援 2 または 要介護 1
第一段階	要支援 1 または 経過的要介護

利用の手順

1

ケアマネジャーなどに相談します。

＊ ケアマネジャーがいない場合は、下記へ相談してください。

長久手・東・北小学校区にお住まいの方は

長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター（電話：64-1155）

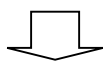
西・南・市が洞小学校区にお住まいの方は

愛知たいようの杜地域包括支援センター（電話：64-5174）

2

施工業者を決めます。業者の指定はありません。

（業者によって料金に違いがあることもあるので、複数の業者から見積りをとることをお勧めします。）



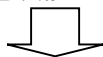
3

市役所長寿課（介護保険係）に申請をして、事前審査を受けます。

＜必要な書類＞住宅改修費支給事前申請書、住宅改修が必要な理由書、

見積書、平面図、住宅改修前の写真（日付け入り）、

（住宅改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合）承諾書



4

市から事前申請の承認（不承認）の連絡があります。

（業者やケアマネジャーを通じて連絡がある場合もあります。）



5

「承認」の場合は改修を実施し、いったん改修費の全額を業者に支払います。

「不承認」の場合は、介護保険で住宅改修の補助を受けることができません。

全額自己負担となります。

（以下、「承認」の場合の手順です。）

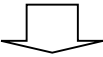


6

市役所長寿課（介護保険係）に必要書類を提出します。

＜必要な書類＞住宅改修費支給申請書、領収証、内訳書、

住宅改修完了後の写真（日付け入り）



7

市から「償還払支給（不支給）決定通知書」が届きます。

「支給」の場合は後日、改修費の9割（8割又は7割）が支給されます。

「不支給」の場合は、介護保険で住宅改修の補助を受けることができません。

全額自己負担となります。

問合せ先

長久手市長寿課 介護保険係

電話(0561)56-0613（直通） FAX(0561)63-2940